

令和 7 年 4 月 鈴鹿市選挙管理委員会定例会 会議録

- 1 開会場所 鈴鹿市役所本館 12 階 1201 会議室
- 2 開会日時 令和 7 年 4 月 10 日（木）10 時 00 分開会同日 11 時 30 分閉会
- 3 出席委員 前田和己委員長、玉田一行委員、大藪延子委員、北川清美委員
- 4 出席書記 仲道事務局長、浦野書記、川本書記、藤田書記
- 5 議事項

（1）議案

ア 議案第 14 号 選挙人名簿の抹消について

- （ア） 浦野書記から説明を行った。
- （イ） 議案を審議し、原案どおり可決となった。

イ 議案第 15 号 在外選挙人名簿の抹消について

- （ア） 浦野書記から説明を行った。
- （イ） 議案を審議し、原案通り可決となった。

ウ 議案第 16 号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

- （ア） 浦野書記から説明を行った。
- （イ） 委員から、「名簿閲覧者の調査目的を把握しているのか」、「公表するのは代表者だが、閲覧者本人の確認はしているのか」といった質問を受け、政治活動に関する公益的な調査の場合に閲覧を許可していること、閲覧者の本人確認及び閲覧箇所の把握等の対応を行い、個人情報である名簿の取り扱いには細心の注意を払っている旨を説明した。
- （ウ） 議案を審議し、原案どおり可決となった。

6 報告事項

（1）県内市選挙管理委員会の任期満了に伴う改選について

浦野書記から、県内市選挙管理委員会の任期満了に伴う改選について、四日市市、松阪市及び亀山市で、委員及び補充員の改選があった内容の報告を行った。

（2）公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

浦野書記から公職選挙法の一部を改正する法律の施行について説明を行った。

第 19 号改正法の内容については、ポスターの品位保持等に関する事項であり、昨年の都知事選において、ポスター掲示場において営利を目的とした掲示等があったことを踏まえた改正となること、第 20 号改正法の内容については、選挙運動に関する規格の統一による簡素化等に関する事項となることを説明した。その上で、19 号改正法に関し

ては公布日となる4月2日から起算して1月を経過した令和7年5月2日から、第20号改正法に関しては令和8年1月1日から施行されることを説明した。

また、その際に、委員から「この改正によりポスター掲示板の販売等の行為は抑制できると考えて良いか」、「品位の保持の判断は誰が行うのか」といった質問を受け、立候補者の氏名の記載が義務付けられているので抑制できると思われること、品位の保持の判断は選挙管理委員会事務局では行わず、営業宣伝及びわいせつ物陳列罪等の犯罪が行われると認定された場合には警察が対応することを説明した。

(3) 選挙管理委員会のウェブサイトの更新について

浦野書記から選挙管理委員会のウェブサイトの更新について説明を行った。政治への参加意識や選挙の投票率の低下が取りざたされる中、投票制度に係る掲載内容の充実や投票所の場所を掲載し、随所に総務省や三重県、ぴったりサービス等にリンクできるようにし、選挙人の方の情報収集や手続きがしやすくなるように更新したことを説明した。

(4) 明るい選挙推進協議会の委員及び推進員の選任について

浦野書記から、明るい選挙推進協議会の委員及び推進員の選任についての説明を行った。鈴鹿市明るい選挙推進協議会の規約が去年度変更となり、従来の委員のみの構成から委員及び推進員の構成と変わっていることを説明し、選挙管理委員会からは2名を委員に、2名を推進員に、そして補充員は1名を委員に、3名を推進員となることを説明した。事務局から、前田委員長と委員長職務代理者である玉田委員を委員に、大藪委員と北川委員を推進員とすることを提案し、承認を得た。また、補充員については、補充順位1となる補充員を委員とし、補充順位2から4の補充員を推進員とすることを提案し、承認を得た。

(5) 街頭啓発について

浦野書記から、街頭啓発について説明を行った。令和7年5月21日午後4時から鈴鹿ハンターショッピングセンター及びそよら鈴鹿白子にて街頭啓発を行うことを説明し、どちらの街頭啓発に参加していただけるか委員に確認した。協議の結果、前田委員長及び玉田委員はそよら鈴鹿白子に、大藪委員及び北川委員は鈴鹿ハンターショッピングセンターの街頭啓発に参加していただくこととなった。

(6) 令和7年5月定例会について

浦野書記から次回は令和7年5月9日（金）10時から鈴鹿市役所本館12階1201会議室で開催と説明を行った。

7 その他

委員から今年度の選挙日程についての質問を受け、現在確定している日程である三重県知事選挙は、令和7年8月22日から期日前投票が始まり9月7日が選挙期日になること、三重県議会議員補欠選挙は、令和7年8月30日から期日前投票が始まり9月7日が選挙期日になることを事務局から説明した。なお、参議院議員選挙については、未だ確定していないため、次回定例会にて、臨時会の日程案等を情報共有することとした。

また、選挙管理委員会事務局の選挙期間中の事務負担を鑑みて、市民からの問い合わせ等への対応分析は行っているのかと質問も受け、仲道事務局長から、よくある問答集をホームページに掲載し、また、コールセンターの設置を行うことで、対応を行っていくと説明した。

定例会を終了。

この会議録が真正であることを確認して、署名する。

令和7年4月10日

委員長 前田 和己